

介護福祉士・社会福祉士の資格取得及び介護分野等への就職の支援にかかる貸付事業の主な内容について

R6.2月時点

	資格取得		就職支援		
	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付	介護福祉士実務者研修	離職介護人材再就職準備資金貸付	介護分野就職支援金貸付	障害福祉分野就職支援金貸付
<b>事業目的</b>	介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学し、介護福祉士・社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援すること	実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援すること	介護職として一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金を貸付け、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援すること	他業種等で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金を貸付け、迅速に新たな人材を確保すること	他業種等で働いていた方等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸付け、福祉・地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援すること
<b>貸付額</b>	1,680,000円程度 ①月額(学費相当分)50,000円×修学月数(24ヶ月他) ②入学準備金 200,000円(初回の貸付時) ③就職準備金 200,000円(最終回の貸付時) ④国家試験対策費用 年額40,000円以内(最大2回) (介護福祉士のみ)	200,000円以内	400,000円以内 ・「介護分野就職支援金貸付」又は「障害分野就職支援金貸付」の貸付を受けたことがある者を除く。 ・利用は一人一回限り	200,000円以内 ・「離職介護人材再就職準備資金貸付」又は「障害分野就職支援金貸付」の貸付を受けたことがある者を除く。 ・利用は一人一回限り	200,000円以内 ・「離職介護人材再就職準備資金貸付」又は「介護分野就職支援金貸付」の貸付を受けたことがある者を除く。 ・利用は一人一回限り
<b>資金使途</b>	・養成施設に支払う入学時に必要な費用(入学金、授業料等) ・教材費、実習費及び学用品、交通費 等	・実務者研修施設に支払う授業料、実習費、教材費 ・参考図書、学用品、交通費 ・国家試験受験手数料 等	・通勤用の自転車やバイク購入費 ・介護職員等としての業務に必要な靴や道具、靴等の被服費 ・介護にかかる情報収集や講習会費、参考図書 ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要経費 ・子どもの預け先を探す際の活動費 等	・通勤用の自転車やバイク購入費 ・介護職員等としての業務に必要な靴や道具、靴等の被服費 ・介護にかかる情報収集や講習会費、参考図書 ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要経費 ・子どもの預け先を探す際の活動費 等	・通勤用の自転車やバイク購入費 ・介護職員等としての業務に必要な靴や道具、靴等の被服費 ・介護にかかる情報収集や講習会費、参考図書 ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要経費 ・子どもの預け先を探す際の活動費 等
<b>貸付対象者</b>	次の全ての条件に該当する者 ①介護福祉士養成施設又は社会福祉士短期・一般養成施設に在学する者 ②次のいずれかに該当する者 ・高知県内に住民登録をしている ・高知県内の養成施設に在学(入学)している ・養成施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録していた者であり、かつ、養成施設での修学のために転居をした者 ・上記以外の者で、養成施設を卒業後に高知県内で介護又は相談援助の業務に従事しようとする者であると県社協会長が認めた者 ③卒業後に高知県内で介護又は相談援助の業務に従事しようとする者	次の全ての条件に該当する者 ①高知県内の介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者 ②次のいずれかに該当する者等 ・高知県内に住民登録をしている ・高知県内の研修施設に在学(入学)している ・研修施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録していた者であり、かつ、研修施設での修学のために転居をした者 ・上記以外の者で、研修施設を卒業後に高知県内で介護又は相談援助の業務に従事しようとする者であると県社協会長が認めた者 ③卒業後に高知県内で介護又は相談援助の業務に従事しようとする者	次の全ての条件に該当する者 ①介護に関する資格を有する者(介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員1級又は2級等) ②介護保険サービスを提供している事業所や施設に介護職員等として1年以上の実務経験のある者 ③介護保険サービスを提供している事業所や施設に、介護職員等として、申請前3か月以内に再就職した方、又は再就職が内定した者 ④介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、あらかじめ、高知県福祉人材センター(福祉人材バンクを含む)に登録していた者 ⑤高知県内に住民登録している方で、高知県内の介護保険サービスを提供している事業所や施設で介護職員等の業務に従事しようとしている者 ⑥介護職員等としての離職日から1か月以上経過している者	次の全ての条件に該当する者 ①介護職員初任者研修以上の研修を修了した者(又は修了が見込まれる者) ②高知県内の介護保険サービスを提供する施設又は事業所に介護職員等として就労した者(若しくは就労を内定している者) ③原則として高知県内に住民登録している者であって、上記②の施設又は事業所において介護職員等の業務に従事しようとする者	次の全ての条件に該当する者 ①次のいずれかの研修を修了した者(又は修了が見込まれる者) ・介護福祉士 ・実務者研修、介護職員基礎研修・介護職員初任者研修 ・居宅介護職員初任者研修 ・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・重度訪問介護従業者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援)いずれかの課程と応用を受講すること ・同行援護従業者養成研修(基礎、応用を受講すること) ・行動援護従業者養成研修 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修) ②障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者へ直接サービスを提供者として就労した者(若しくは就労を内定している者) ③原則として高知県内に住民登録している者であって、高知県内において、上記②に定める事業所又は施設で障害福祉職員の業務に従事しようとする者
<b>提出書類</b>	①貸付申請書 ②身上調書 ③養成施設の推薦状 ④住民票(申請世帯全員及び連帯保証人) ⑤所得証明書(申請世帯全員及び連帯保証人) ⑥個人情報取扱業務概要説明書 【連帯保証人が原則2名必要です】	①貸付申請書 ②身上調書 ③勤務先の推薦状 ④住民票(申請者・連帯保証人) ⑤収入又は所得を証明する書類(連帯保証人) ⑥個人情報取扱業務概要説明書 ⑦実務者研修施設の受講を証明する書類 【連帯保証人が1名必要です】	①貸付申請書 ②身上調書 ③福祉人材センターへの「求職票」の写し ④介護職員等業務従事証明書(前従事先の証明が必要) ⑤資格証明書又は研修修了書の写し ⑥再就職準備金利用計画書 ⑦再就職先の内定書等の写し ⑧住民票(借受人・連帯保証人) ⑨収入又は所得を証明する書類(連帯保証人) ⑩個人情報取扱業務概要説明書 ⑪貸付申請額の根拠となる書類(見積書等)等 【連帯保証人が1名必要です】	①貸付申請書 ②身上調書 ③資格証明書又は研修修了書の写し ④就職支援金利用計画書 ⑤就職先の雇用契約書(又は内定書)の写し ⑥住民票(借受人・連帯保証人) ⑦収入又は所得を証明する書類(連帯保証人) ⑧個人情報取扱業務概要説明書 ⑨貸付申請額の根拠となる書類(見積書等)等 【連帯保証人が1名必要です】	①貸付申請書 ②身上調書 ③資格証明書又は研修修了書の写し ④就職支援金利用計画書 ⑤就職先の雇用契約書(又は内定書)の写し ⑥住民票(借受人・連帯保証人) ⑦収入又は所得を証明する書類(連帯保証人) ⑧個人情報取扱業務概要説明書 ⑨貸付申請額の根拠となる書類(見積書等)等 【連帯保証人が1名必要です】
<b>申請期間</b>	毎年度 4月～5月頃 ※養成施設を通じての申請となります。	実務者研修の受講申込みから受講開始月の月末まで ※自宅学習が開始した月の月末まで	再就職した日(又は内定した日)から3か月以内	就職日から原則3か月以内(内定日から申請可)	就職日から原則3か月以内(内定日から申請可)
<b>免除要件</b>	下記の全ての要件を満たした場合は、申請により返還が免除される ①卒業後、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格の登録を行うこと ②卒業後、1年以内に高知県内で介護又は相談援助の業務に従事すること ③高知県内で5年間継続して、介護又は相談援助の業務に従事すること	下記の全ての要件を満たした場合は、申請により返還が免除される ①卒業した日(注)から1年以内に介護福祉士の登録を行うこと ②高知県内で2年間継続して、介護又は相談援助の業務に従事すること(注)実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日	下記の全ての要件を満たした場合は、申請により返還が免除される ①再就職した日から、2年間継続して、高知県内で介護職員等として従事すること	下記の全ての要件を満たした場合は、申請により返還が免除される ①介護職員等として就労した日と研修を修了した日のいずれか遅い日から、2年間継続して、高知県内において、介護職員等の業務に従事したとき	下記の全ての要件を満たした場合は、申請により返還が免除される ①障害福祉職員として就労した日と研修を修了した日のいずれか遅い日から、2年間継続して、高知県内において、介護職員等の業務に従事したとき
<b>返還事由</b>	下記のいずれかの状況となった場合は、返還となる。 ①退学などで修学の継続が見込めなくなったとき ②卒業後、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格の登録をしなかったとき ③卒業後、1年以内に、高知県内で介護又は相談援助の業務に従事しなかったとき ④高知県内において介護又は相談援助の業務に従事する意思がなくなったとき ⑤業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。 【返還額目安:毎月26,000円の64回払い】	下記のいずれかの状況となった場合は、返還となる。 ①退学などで修学の継続が見込めなくなったとき ②卒業後(注)、1年以内に介護福祉士資格の登録をしなかったとき ③卒業後(注)、1年以内に、高知県内で介護又は相談援助の業務に従事しなかったとき。 ④高知県内において介護又は相談援助の業務に従事する意思がなくなったとき。 ⑤業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。 (注)実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日 【返還額目安:毎月16,000円の12回払い】	下記のいずれかの状況となった場合は、返還となる。 ①高知県内で介護職員等の業務に従事しなかったとき ②高知県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき 【返還額目安:毎月33,000円の12回払い】	下記のいずれかの状況となった場合は、返還となる。 ①高知県内で介護職員等の業務に従事しなかったとき ②高知県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき 【返還額目安:毎月16,000円の12回払い】	下記のいずれかの状況となった場合は、返還となる。 ①高知県内で障害福祉職員の業務に従事しなかったとき ②高知県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき 【返還額目安:毎月16,000円の12回払い】

※全ての貸付事業に共通して、年1回以上、対象業務に従事していることを勤務先に証明していただく必要があります。

◇上記記載内容は貸付事業の主たる内容の抜粋です。  
各貸付事業の具体的な内容については、高知県社会福祉協議会 福祉資金課(088-844-4600)にお問い合わせください。